

四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月19日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第71号

四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則（平成22年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

住 所 四日市市

氏 名

四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市県外医療機関等受診費用補助金の  
交付については、四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則第5条に基づき、下  
記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

交付予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※交付予定日は都合により遅れる場合がありますので、ご了承ください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)